

使用水量認定基準

(使用水量認定の方法)

使用水量の認定は、次表に掲げる方法によるものとする。

区 分		方 法
(1) メーターに異常があった場合	メーターの不進行、ガラスの破損、メーター自体の破損等	実績使用水量
(2) 給水装置の破損のために多量に漏水した場合	地下埋設管の破損、壁面埋設管の破損、その他善良な使用者等としての注意をもってしても漏水を発見することができなかつたような場合	計量水量が実績使用水量の3倍未満のとき $(\text{計量水量} - \text{実績使用水量}) \times \frac{1}{2} + \text{実績使用水量}$ 計量水量が実績使用水量の3倍以上7倍未満のとき $(\text{計量水量} - \text{実績使用水量}) \times \frac{1}{3} + \text{実績使用水量}$ 計量水量が実績使用水量の7倍以上12倍未満のとき $(\text{計量水量} - \text{実績使用水量}) \times \frac{1}{4} + \text{実績使用水量}$ 計量水量が実績使用水量の12倍以上のとき $(\text{計量水量} - \text{実績使用水量}) \times \frac{1}{5} + \text{実績使用水量}$
	メーター取付部に起因する場合	実績使用水量
(3) 消防のため使用した場合		計量水量－消防水量、又は実績使用水量
(4) その他使用水量が不明の場合	使用者が不在の場合、メーター埋没の場合、メーター水没の場合、メーター上に障害物がある場合、門扉が閉鎖されている場合、立入厳禁による場合等	使用状況を勘案して求めた水量

※(2)の使用水量の認定は、原則として、1計量期間を限度として適用する。

(用語説明)

- 計量期間 定例計量日から次の定例計量日までをいう。ただし、その途中で使用を開始したときは、当該開始の日を始期とし、その途中で使用を中止又は廃止したときは、当該中止又は廃止の日を終期とする。
- 計量水量 使用水量を認定すべき計量期間（以下「当該計量期間」という。）内における使用量として計量した水量をいう。
- 実績使用水量 当該計量期間の前3計量期間における1計量期間平均使用水量をいう。ただし、これにより難いとき又は上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）がこれによることが 適当でないと認めるときは、次の順位により定める水量をいう。
 - ア 当該計量期間に照応する前年同時期の計量期間に係る使用水量
 - イ 当該計量期間の前2計量期間に係る1計量期間平均使用水量
 - ウ 当該計量期間の前1計量期間に係る使用水量
 - エ 修繕その他必要な処置を施した後の7日以上期間に係る1日平均使用水量に認定すべき日数を乗じて得た水量

(水道料金等減額申請書)

様式第1号(指定給水装置工事事業者が修理を行った場合)

様式第2号(指定給水装置工事事業者以外の者が修理を行った場合)

(添付書類)

様式第1号の場合

- ・修理箇所の修理前と修理後の写真
- ・修理後のメーター指針の写真

様式第2号の場合

- ・修理箇所の修理前と修理後の写真
- ・修理後のメーター指針の写真
- ・修理明細書または請求書